



厚生労働省

大阪労働局

Press Release

平成 29 年 12 月 25 日
大阪労働局発表

【照会先】
大阪労働局労働基準部賃金課
(代表電話) 06(6949)6502

平成 29 年度大阪府最低賃金の履行確保について

(集中的な監督の実施)

大阪労働局（局長 田畑一雄）管下 13 労働基準監督署では、平成 30 年 1 月～3 月に、最低賃金の履行確保を重点とする集中的な監督指導を実施します。

1 趣旨

大阪府最低賃金は平成 29 年 9 月 30 日から、時間額 909 円に引き上げられています。平成 14 年以降最大となる 26 円の引上げ額（影響率 20.3%）であったことから、従来にも増して積極的に周知を図っているところです。

今般、金額引上げ後 3 か月を経過していることを踏まえ、個別の事業場について、最低賃金額以上の賃金が支払われているかを監督指導により確認することとします。

2 取組

- (1) 各種調査や過去の指導状況などから、特に最低賃金額未満であるおそれが高いと考えられる業種等の中小企業・小規模事業者を対象として、監督指導を実施します。
- (2) 最低賃金法に違反すると認められた場合には是正勧告するとともに、遡及して差額を支払うよう指導します。指導に従わないなど悪質と認められる場合は送検手続を取ることもあります。
- (3) 一部の署において、最低賃金総合相談支援センター「ワンストップ無料相談」を臨時に開設します。

3 過去の取組状況等

【最低賃金履行確保に係る監督】

	平成 29 年 1-3 月	平成 28 年 1-3 月
大阪府最低賃金	時間額 883 円	時間額 858 円
実施事業場数	816 件	695 件
地域別最低賃金適用事業場数	811 件	681 件
同違反事業場数(違反率(※1))	122 件 (15.0%)	122 件 (17.9%)
特定最低賃金適用事業場数(※2)	5 件	14 件
同違反事業場数(違反率)	0 件 (0.0%)	2 件 (14.3%)

※1 違反率とは、監督を実施した事業場のうち、最低賃金未満の金額を約定賃金として支払っている事業場割合をいう。

なお、本監督は、一般的な調査とは異なり、2(1)に記載したとおり、特に最低賃金額未満であるおそれが高いと考えられる業種等の中小企業・小規模事業者を対象として実施しているものであるため、この違反率を事業場全体の中での違反事業者の割合と理解するのは誤りである。

※2 特定最低賃金とは各都道府県ごとに特定の産業に従事する労働者及び使用者に適用されるものをいう。

(参考)「影響率・未満率について」

影響率・未満率は、製造業、情報通信業については規模 100 人未満、卸売業、小売り業、生活関連サービス業などについては、規模 30 人未満の事業場を対象に実施した調査に基づき算定している。

影響率・未満率 (毎年 6 月 1 日現在)	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年
影響率	20.3%	18.7%	14.0%
未満率	3.2%	5.5%	3.9%

- 影響率・・・最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合のこと
- 未満率・・・最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合のこと

【最低賃金違反事業場における最低賃金に対する認識】

		平成 29 年 (%)	平成 28 年 (%)
適用される最低賃金額を知っている	【大阪】	50.8	33.1
	【全国】	41.8	39.4
最低賃金額は知らないが適用されるのは知っている	【大阪】	39.3	58.1
	【全国】	52.3	51.7
最低賃金が適用されることは知らなかった	【大阪】	9.8	8.8
	【全国】	5.9	8.9

4 その他（参考事項）

当該監督の機会を捉えて、最低賃金額引上げに伴う影響を受ける中小企業・小規模事業者への以下の支援事業について、周知を図ることにより利活用の促進を図ることとしている。

- 業務改善助成金制度（平成 29 年度の申請受付は平成 30 年 1 月 31 日まで）
- キャリアアップ助成金制度
- 大阪府最低賃金総合相談支援センター
- 大阪府最低賃金総合相談支援センター「出張相談窓口」の臨時開設（詳細はホームページ）

別添 リーフレット

- 大阪府最低賃金
- 大阪府内の最低賃金
- 業務改善助成金
- キャリアアップ助成金

大阪府最低賃金

時間額

909

円

平成29年9月30日から

使用者も、労働者も必ず確認。



賃金引上げを応援します！

・業務改善助成金のご案内（平成29年度）（中小企業向け）

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

生産性向上のための設備投資の例

小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読取でリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた

飲食店でレイアウト変更を行い、店員とお客様の動線が分かれ業務が効率化された

パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった

詳しくは大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係（電話06 - 6941 - 4630）または厚生労働省ホームページまで。

業務改善助成金

検索



・キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）のご案内

（中小企業以外も利用可能）

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。

詳しくは、大阪労働局助成金センター（電話06-7669-8900）におたずねください。

最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

最低賃金との比較方法

前提条件:平成29年9月30日改定
大阪府最低賃金1時間当たり909円

賃金の支払われ方が、

- 1 時間給制の場合 時間給 最低賃金額
 - 2 日給制の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額
 - 3 月給制の場合 月給額 ÷ 年平均1か月所定労働時間 最低賃金額
 - 4 請負給の場合 賃金算定期間(賃金締切期間)について支払われた(出来高払制) 請負給の総額 ÷ その期間の総労働時間 最低賃金額
- 1～4が混在する場合 それぞれについて1時間当たりの金額を算出し、それを合計した額と最低賃金額と比較します。

月給制の場合の換算例

【例】年間所定労働日数252日、所定労働時間毎日8時間、月給152,600円の方は、上記3の計算式にあてはめて、年平均1か月所定労働時間数は、

・8時間×252日÷12か月=168時間

・152,600円÷168時間=908.33.....円<909円

したがって、この場合は大阪府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反することになります。

次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

最低賃金額を下回る場合は罰せられることがあります。

大阪労働局では、最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

URL <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

または、

大阪労働局 最賃

検索

平成29年度

中小企業等事業主向けワン・ストップ無料相談

支援事業として、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業等事業主の皆様の経営課題や労務管理のご相談窓口を設けております。

ご相談の内容によっては、専門家の派遣も行っております。

大阪府最低賃金総合相談支援センター

(受付:月曜日～金曜日 9時～17時)

〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-15 梅田イーストビル4階

TEL:0120-570-937

FAX:06-6585-0946

MAIL:chingin_osaka@mb.langate.co.jp

WEB :<http://www.langate.co.jp/onestop>

大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	909円 (平成29年9月30日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910円 (平成29年11月30日)	次の業務に主として従事する方 (1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	910円 (平成29年11月30日)	
自動車小売業	910円 (平成29年11月30日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	912円 (平成29年11月25日)	
自動車・同附属品製造	914円 (平成29年11月30日)	
鉄鋼業	926円 (平成29年11月30日)	
塗料製造業	930円 (平成29年11月30日)	
		次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務

賃金引上げを応援します！

- ・業務改善助成金のご案内(平成29年度)(中小企業向け)**
 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。
- ・キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内(中小企業以外も利用可能)**
 全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。
- ・ワンストップ無料相談のご案内**

裏面をご確認ください。

各種助成金等のご案内

業務改善助成金のご案内(平成29年度)(中小企業向け)

- ・生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けられることができる制度です。
- ・生産性向上のための設備投資の例
 - 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読取でリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた
 - 飲食店でレイアウト変更を行い、店員とお客様の動線が分かれ業務が効率化された
 - パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった

詳しくは、大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係
(電話06-6941-4630) または厚生労働省ホームページまで

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内

- ・全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けられることができる制度です。
- ・詳しくは、大阪労働局助成金センター(電話06-7669-8900)におたずねください。

ワンストップ無料相談

- ・支援事業として、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業等事業主の皆様の経営課題や労務管理のご相談窓口を設けております。
- ・ご相談の内容によっては、専門家の派遣も行っております。

大阪府最低賃金総合相談支援センター

(受付:月曜日~金曜日 9時~17時)

TEL:0120-570-937

- ◎ 次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。
 - ・ 精皆動手当、通勤手当、家族手当
 - ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
 - ・ 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ・ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金
- ◎ 賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。
 - ・ 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額
 - ・ 日給制の場合 日給 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額
 - ・ 月給制の場合 月給 \div 1か月平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額
- ◎ 最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則が定められています。



中小企業の 生産性向上を 支援します!

最低賃金引上げ支援

中小企業向け

業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

最低賃金の引上げ額が異なる
5つのコースからチョイスできます。

助成の上限額

50万円~200万円

事業場内最低賃金が
750円未満の事業場で、
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上
1000円未満の事業場で、
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!
アクセス

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

中小企業向け

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。

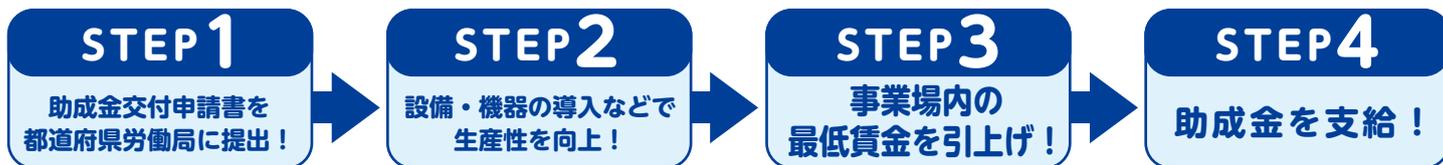


助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

●支給までの流れ



5つのコースから選べます！

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は 3/4 (※)) ※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が 800円以上 1000円未満の 事業場
120円以上		200万円	

選べる
5つの
コース

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ※<>は生産性の向上が認められる場合の額、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>) ② 有期→無期：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ③ 無期→正規：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額)加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円>(大企業も同額)、②③：47,500円<60,000円>(大企業も同額)加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)加算
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・ 一般職業訓練(OFF-JT) ・ 有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT)	OFF-JT 賃金助成：1h当たり 760円<960円> (475円<600円>) 経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 (有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 100時間未満の場合 10万円(7万円) 15万円(10万円) 100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) 30万円(20万円) 200時間以上の場合 30万円(20万円) 50万円(30万円) OJT 実施助成：1h当たり 760円<960円> (665円<840円>)
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 4人～6人： 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) 7人～10人： 28万5,000円<36万円> (19万円<24万円>) 11人～100人：1人当たり 28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>) ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： 47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 4人～6人： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 7人～10人： 14万2,500円<18万円> (95,000円<12万円>) 11人～100人：1人当たり 14,250円<18,000円> (9,500円<12,000円>) ※ 中小企業において3%以上増額した場合、①：14,250円<18,000円>加算、②：7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)加算
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 3%以上5%未満： 19,000円<24,000円> (14,250円<18,000円>) 5%以上7%未満： 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 7%以上10%未満： 47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 10%以上14%未満： 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 14%以上： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合	1人当たり 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満： 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 2時間以上3時間未満： 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 3時間以上4時間未満： 11万4,000円<14万4,000円> (85,500円<10万8,000円>) 4時間以上5時間未満： 15万2,000円<19万2,000円> (11万4,000円<14万4,000円>)

◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

<事業主>

<労働局・ハローワーク>

<ジョブ・カードセンター>

キャリアアップ計画の
作成・提出

キャリアアップ計画
の作成援助・確認

人材育成コース以外

人材育成コース

訓練計画届
の作成

訓練カリキュラムの
作成支援等

〔人材育成コースの「**有期実習型訓練**」を実施する場合、訓練対象者はキャリア・コンサルティングを受け、「**ジョブ・カード**」の交付を受ける必要があります。〕

取組の実施

訓練計画届
の提出

訓練計画届の確認

訓練の実施

訓練実施状況の
確認

訓練実施に関する
相談・援助

支給申請

支給審査
支給決定

◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

◆ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください** (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。